

■第 448 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 10 月 1 日(月) 14:00~14:41

傍聴者:24 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

[1] 添加物

Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ

[2] 遺伝子組換え食品等

Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ

[3] 特定保健用食品

素肌ウォーター

- ・厚生労働省及び消費者庁から説明。
- ・添加物及び遺伝子組換え食品等 1 品目については、添加物専門調査会及び遺伝子組換え食品等専門調査会のそれぞれにおいて審議することとなった。
- ・特定保健用食品 1 品目については、新開発食品専門調査会で審議することとなった。

* [1] 及び [2] アクリルアミド生成の起因となるアスパラギンをアスパラギン酸とアモンモニアに加水分解する作用を有する酵素であり、食品加工の際のアクリルアミドの生成を低減する加工助剤として利用されます。国内では添加物として使用実績はなく、今回、食品添加物としての指定を申請をしています。併せて、遺伝子組換え食品等としての評価がなされる予定です。

* [3] グルコシルセラミドを関与成分とし、肌が乾燥しがちな方に適する旨を特定の保健の用途とする清涼飲料水です。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

【食品健康影響評価】

[1] 農薬「チフルザミド」

・「チフルザミドの一日摂取許容量 (ADI) を 0.014mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[2] 農薬「フルオピラム」

・「フルオピラムの ADI を 0.012mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* [1] 殺菌剤で、稲に使用します。魚介類への残留基準及び高麗人参へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)の設定要請がされています。

* [2] 殺菌剤で、今回、なし、もも、ネクタリン、すもも、おうとう及びぶどうへの新規登録申請並びにらっかせい、ばれいしょ等へのインポートトレランスの設定要請がされています。

(3) 食品安全関係情報(8 月 25 日~9 月 14 日収集分)について

・事務局から報告

(注) * の記述は、物質の概要です。